

# 第6章 家族支援

若年性認知症の本人や家族はたくさんの悩みを抱えています。

## 家族支援のポイント

1. 家族構成により支援内容は異なります。精神面のサポートでは家族全員を見守る姿勢が支援者に求められます。気持ちを言葉や態度に表し、より添っていきましょう。
2. 発症年齢で認知症の進行度合いが変わってくることも報告されていますので、速い進行に合わせた支援を考えていくことが大切です。家族からの「まだ大丈夫です」の言葉に甘えず、必要な支援情報は提供していきましょう。家族支援を継続していくことは最も大変であり、同時にとても重要なことです。
3. 若年性認知症の症状は家族にとって受け入れられなかったり、本人の反応に翻弄されたりと、家族にとってはなかなか難しい支援であり、ストレスの原因にもなっています。理想は生活行為の中のつまづきに手を差し伸べるケアが大切ですが、感情が先にたってしまうこともあり、家族が受け止められる程度の情報提供が良いようです。

# 1. 若年性認知症の電話相談

若年性認知症に関する相談窓口の情報です。

## (1) 社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター

若年性認知症の方やその家族等への相談・援助について、十分な知見及び実績がある者が対応します。相談内容に応じて、専門的な医療や介護サービスの支援等が必要と判断された場合には、適切な関係機関が行う支援につなぎます。

フリーコール

0800-100-2707

月曜日～金曜日（年未年始・祝日を除く）

10：00～17：00

## (2) 三重県若年性認知症電話相談

若年性認知症支援コーディネーターが相談を受けます。相談は無料ですが、通常の電話料金がかかります。

相談連絡先

090-5459-0960

月曜日～金曜日（祝日及び年未年始除く）

10：00～16：00

## (3) 三重県認知症コールセンター

認知症の介護の悩み、認知症の医療、介護サービスの利用方法など、さまざまな相談を受けています。

ご相談は、認知症の介護経験者等が対応します。なお、秘密は厳守します。

相談連絡先

059-235-4165

月曜日～土曜日（水曜日、祝日及び年未年始は除く）

10：00～18：00

## 2. 認知症者の家族会

認知症のご本人や家族を支える会の情報です。共に励まし合い、認知症になっても安心して暮らしていける活動をしています。

### (1) 全国若年性認知症家族会・支援者連携協議会

若年性認知症にかかわる各地域の医療・福祉・介護・就労状況等の情報交換を行い、若年性認知症の人と家族の安寧と権利を確保するよう各種の機関へ呼びかけ、若年性認知症に特化した支援とケアを拡充するための社会活動を協働して行っています。

#### 活動内容

年1回の全大会の開催・情報交換や情報発信の実施

1. 日常的な活動や、新たな家族会や支援活動立ち上げへの支援
2. 行政・医療・福祉などの関係機関への働きかけの実施

(活動内容、原文のまま)

#### お問い合わせ

全国若年性認知症家族会・支援者連絡協議会 事務局

〒160-0022

東京都新宿区1-25-3 エクセルコート新宿 302 若年性認知症サポートセンター

TEL 03-5919-4186 FAX 03-5368-1956

メール [supportcenter@star2003.jp](mailto:supportcenter@star2003.jp)

ホームページ <http://www.zyakunen-ninchi.com/>

### (2) 公益社団法人 認知症の人と家族の会

#### 理念

認知症になったとしても、介護する側になったとしても、人としての尊厳が守られ、日々の暮らしが安穩に続けられなければならない。認知症の人と家族の会は、ともに励ましあい助け合って、人として実りある人生を送るとともに、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現を希求する。

(会の理念、原文のまま)

## 活動内容

1. 認知症の人と家族の会の判断と行動の基本は、本人と家族の幸せであり、活動の規範は絶対に本人と家族の心は離れないである。
2. 認知症の人と家族の会は、本人どうしが励ましあい、助けあって、生きる勇気と力をわかせる、認知症の人と家族の自主的な全国組織であると同時に、そのことを理解しともに歩もうとする専門職その他の人たちおも包含する組織である。
3. 認知症の人と家族の会は、認知症になっても安心して暮らせる社会を求めて活動する。
4. 認知症の人と家族の会は、認知症以外の疾患、障害を持つ人々とその家族の困難と心情を理解し、友好的な関係を築くように努める。

(活動内容、原文のまま)

お問い合わせ

### 三重県支部

三重県津市垂水 2772-75

電話/FAX 059-227-8787

メール yumiyama@suzuka-u.ac.jp

### 家族の会電話相談

電話から 0120-294-456

携帯電話から 075-811-8418

### (3) 認知症の本人どうしの会

日本認知症ワーキンググループとオレンジドア（本人による本人のための相談窓口）など

### 3. 放課後児童クラブ

児童福祉法に定められた事業で、「学童保育」とも呼ばれています。昼間に労働などで家庭に保護者のいないおおむね 10 歳未満の児童が放課後や長期休業日（夏休みなど）に、生活の場として安心して過ごすことのできる施設です。

#### (1) 内容

指導員が遊びや生活の指導を行うなど、児童の健全育成を図っています。

（利用時間、利用料金、対象はクラブにより異なります。）

#### (2) 主な対象児童

保護者が労働などにより、昼間家庭にいない小学 1 年生から 6 年生。その他、健全育成指導をする児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学生の児童）も加わることができます。

新小学 1 年生については保育所との連携を考慮し、4 月 1 日より受け入れが可能です。

#### (3) 申請

各市町の児童福祉担当課等または教育委員会及び各児童クラブへ直接お問い合わせください。

## 4. ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、仕事と家庭の両立支援と地域の子育て支援を目的としたサービスで、ファミリー・サポート・センターは「育児の援助を受けたい人」（依頼会員）と「育児の援助をする人」（提供会員）を会員として組織し、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織（有償ボランティア）

### (1) 対象者

育児の援助を受けたい人で、ファミリー・サポート・センターの設置がある、各市町に在宅または通勤・通学している人

※サービスを受ける人にはファミリー・サポート・センターへ会員登録をします。

### (2) 必要書類

①印鑑

②写真（縦 3cm×横 2.5cm）×2 枚

詳細は各ファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。

### (3) 申請

次のような時に子どもを預かります。

①保育所、学校、放課後児童クラブ（学童保育所）への送迎、その前後の時間

②保護者の急な残業

③冠婚葬祭や他の子どもの学校行事など

### (4) 仕組み

市町または市町から委託を受けた法人等が運営しています。援助する人（提供会員）と利用する人（依頼会員）があらかじめ登録しておき、必要に応じてアドバイザーが組み合わせて調整します。

※事前登録をしていないと緊急時に対応できない場合があります。

※原則、子供を預かる場所は「提供会員」の自宅です。近所の公園や、児童関係施設へ連れて行き遊ばせることもできます。

(5) お問い合わせ

最寄のファミリー・サポート・センター

